

平成25年6月以降

雇用調整助成金

の支給要件などを
変更する予定です。

雇用調整助成金は、平成25年6月1日以降、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さんには、ご留意いただきますようお願いします。また、**中小企業緊急雇用安定助成金**は、平成25年4月1日以降は「雇用調整助成金」に統合されました（助成の仕組みは今までと同様です）。

① 雇用指標の確認

助成金の支給要件に、雇用指標が加わります。

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年6月1日(※)以降に設定する場合から

※岩手県、宮城県、福島県の事業所は6か月遅れの平成25年12月1日から

最近3か月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べ、

- 大企業：5%を超えてかつ6人以上、
○ 中小企業：10%を超えてかつ4人以上、

◆新しい提出書類が必要になります。詳しくは裏面をご覧下さい。

② 残業相殺の実施

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から

休業等（休業や教育訓練）を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働（所定外・法定外労働）をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引きます。

◆新しい提出書類が必要になります。詳しくは裏面をご覧ください。

<例> 所定労働時間が8時間の事業所で、

- ・判定基礎期間の休業等延べ日数が20日
- ・同期間の休業等対象者の時間外労働時間数が合計32時間、であった場合
20日 - 4日 (32時間 ÷ 8時間) = 16日分支給

③ 短時間休業実施の際の留意点

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から

特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業(※)について、以下の場合は助成対象になりません。

①始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合

<例> 就業時間8:30～17:30の事業所で、13:00～14:00の短時間休業とする場合は助成対象なりません。

②短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合

③出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

(※) 休業時間は30分を単位とし、30分に満たない場合は切り捨てます。



厚生労働省・ハローワーク

(裏面に続く)
LL250415開発01

新しく必要となる書類

【雇用指標の確認について】

様式第1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書

雇用指標の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日 事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

() 労働局長 殿 事業主は、 住 所 〒
公共職業安定所長経由 (提出代行者・事務代行者)、
社会保険管掌士 氏 名

A 初回の判定基礎期間(提出用:
始日の初日から属する月の前月又は前々月
から通った3か月の労働者数(様式第1号(2)-
第2号(2)のA欄と同じ期間として下さい。)
B Aの前年同期
※確認欄

月	月	月	月	月	月
① 雇用保険被保険者数	②	③	④	⑤	⑥
② 事業所で受け入れて いる派遣労働者数	③	④	⑤	⑥	⑦

(以下省略)

- 初回の計画届と合わせて提出してください。

- 雇用指標には、受け入れて
いる派遣労働者を含みます。

【残業相殺について】

様式第5号(3) 雇用調整実施事業所の時間外労働の状況に関する申出書

休業等(休業・教育訓練)を実施した期間の時間外労働について、次のとおり届けます。
なお、この申出書による休業等の状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

平成 年 月 日 事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

() 労働局長 殿 事業主は、 住 所 〒
公共職業安定所長経由 (提出代行者・事務代行者)、
社会保険管掌士 氏 名

判定基礎期間(年 月 日 ~ 年 月 日)に行われた時間外労働の時間数(※)

労働者氏名 (休業・教育訓練を実施した方以外は記載の必要はありませんが、休業・教育訓練を実施した方であれば、所定外・法定外労働時間がゼロでも記載して下さい。)	雇用保険、 被保険者番号	所定労働 時間数 (注)	判定基礎期間内の 所定外・法定外労働の累積時間数 (時間) + (30分未満切り捨て)	賃金の割増率(%)
①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳

- 支給申請書と合わせて提出してください。

- 休業等の対象労働者が当該判定基礎期間内に時間外労働を行った場合、総時間数を記入してください。

- 関係資料として賃金台帳
(所定外・法定外労働時間数
及び所定外・法定外割増賃
金額が記載されたものに限
ります)を提出してください。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。